

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、掲載している事業・イベント等は、中止または日程が変更となる場合がありますので、開催予定について各問合せ先へ事前にご確認ください。よろしくお願いいたします。

2020
6

町からのお知らせ

（野木町役場）0280(57)4111代表 〈野木町公式ホームページ〉 <http://www.townnogilg.jp/>

※町の事業の申込受付は、特に指定のない限り土・日曜日、祝日、年末年始を除く8時30分～17時15分
（「としょかん」「こどもひろば」「生涯学習」「スポーツ」「野木ホフマン館」「エニスホール」を除く）

今月の納期 【町県民税】第1期

マイナンバーカードの有効期限をご確認ください

マイナンバーカードを20歳未満で作成した方や、カードに電子証明書を搭載された方は、発行日から5回目の誕生日で有効期限が終了します。有効期限満了が近い方で引き続きご利用を希望される方は、住民課窓口にて更新手続きをしてください。更新手続きは有効期限の3ヶ月前から行うことができます。

更新対象の方には、有効期限の約3ヶ月前にJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)から更新手続きの通知書が送付されます。

なお、カードの期限はカードの券面、電子証明書の期限は券面又はカード交付時にお渡しする電子証明書の写しでご確認ください。

問住民課 ☎(57)4126

令和2年度第1回緊急地震速報訓練

📅6月17日(水)10時頃

📺気象庁から訓練用緊急地震速報を配信します。

この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用し、Jアラートの受信確認や情報伝達手段の起動手順の確認を行うものです。

【防災無線放送内容例】

- ①チャイム音
- ②「こちらは、野木町役場です。只今から訓練放送を行います。」
- ③「緊急地震速報。大地震(おおじしん)です。大地震です。これは訓練放送です。」×3回
- ④「こちらは、野木町役場です。これで訓練放送を終わります。」
- ⑤チャイム音

※訓練は、災害等が発生した場合又は発生が懸念される場合、中止する事があります。

問総務課 ☎(57)4112

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う水道料金・下水道使用料等の支払猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している場合など一時的に水道料金・下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料の支払いが困難になった方に対し、支払猶予の相談を受け付けております。

【対象】

個人、法人

【期間】

最長4ヶ月(具体的な期間は個別に相談して決定)

【申請】

電話相談後、申請書を町上下水道課へ提出

【相談時間】 8時30分～17時(土日祝日を除く)

問上下水道課 ☎(57)4146

家を建てたら連絡を

新築や増築した家屋(住宅・店舗・工場・倉庫・車庫・物置など)を対象に、固定資産税のもとになる家屋の評価額を算定するために家屋調査を実施しています。

すでに町で把握している方につきましては、6月から順次調査のご案内を送付させていただきますが、入居前や使用開始前に調査を希望される場合には町税務課までご連絡をお願いいたします。

なお、調査が遅れると固定資産税がさかのぼって課税になったり、評価証明書の発行が遅れたりすることがありますのでご注意ください。

また、家屋の一部や全部を取り壊された場合にもご連絡をお願いいたします。

問税務課 ☎(57)4123

